

第 2 2 回 山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和 2 年 9 月 1 6 日（水） 1 4 時から

場所：山陽小野田市役所 3 階 大会議室

< 次第 >

- 1 現状の報告について（健康増進課）
- 2 9 月 2 3 日から 1 0 月 1 1 日までの施設利用について
- 3 その他

山口県内での新型コロナウイルス発生状況等について

(1) 山口県での感染者数 194人【入院患者数 41人】(9月14日現在)

(市町別)

●下関市	24件	●宇部市	49件
●山口市	24件	●防府市	12件
●下松市	9件	●岩国市	4件
●光市	4件	●美祢市	1件
●周南市	6件	●山陽小野田市	61件

(2) 山陽小野田市内発生状況 61件 (9月14日現在)

別紙参照

(3) PCR検査の状況について 累計8,252件 (9月14日まで)

月日	曜日	実施件数	陽性件数
9月 6日	日	35	3
9月 7日	月	17	0
9月 8日	火	61	0
9月 9日	水	161	5
9月 10日	木	130	4
9月 11日	金	273	1
9月 12日	土	155	0
9月 13日	日	59	0
9月 14日	月	125	0

(4) 相談件数 43,770件 (1月31日から9月13日まで)

新型コロナウイルス感染症患者状況【山陽小野田市】

2020/9/14

例目		陽性確定日	患者の概要			エピソード等	
市内	県内		年代	性別	職業		
1	32	4月27日	50歳代	男性	会社員	県内第23,24例目の濃厚接触者	
2	45	7月22日	30歳代	男性	会社員	愛知県名古屋市に出張	
3	56	8月1日	50歳代	男性	会社員	市内第4例目を含む知人と高知県高知市に旅行	
4	57	8月1日	50歳代	男性	会社員	市内第3例目を含む知人と高知県高知市に旅行	
5	73	8月8日	40歳代	男性	会社員	県内第66例目（宇部市）の濃厚接触者	
6	76	8月8日	40歳代	女性	会社員	知人と面接	
7	89	8月19日	40歳代	男性	会社員	県内第86例目（宇部市）の濃厚接触者	
8	90	8月19日	60歳代	男性	無職	ゴルフ（県外からの参加者との接触）家族、親族での会食	
9	91	8月20日	60歳代	女性	無職	市内第8例目の濃厚接触者（会食）	
10	93	8月20日	30歳代	女性	会社員	市内第8例目の濃厚接触者（会食）	
11	94	8月20日	10歳代	女性	会社員	市内第8例目の濃厚接触者（会食）	
12	95	8月20日	10歳未満	女性	小学生	市内第8例目の濃厚接触者（会食）	
13	97	8月20日	40歳代	女性	確認中	市内第8例目の濃厚接触者（会食）	
14	98	8月20日	10歳代	男性	学生	市内第7例目の濃厚接触者	
15	102	8月21日	40歳代	女性	飲食店勤務	市内第7例目、県内第99例目（宇部市）濃厚接触者。	
16	103	8月21日	20歳代	女性	飲食店勤務	市内第7例目、県内第99例目（宇部市）濃厚接触者	
17	104	8月21日	70歳代	男性	無職	市内第8例目の濃厚接触者 ゴルフ（市内18例目も参加）	
18	105	8月21日	60歳代	女性	飲食店勤務	市内第8例目の濃厚接触者 市内第17例目とも接触	
19	108	8月22日	40歳代	男性	飲食店勤務	市内第7例目、県内第99例目の濃厚接触者	
20	109	8月22日	40歳代	男性	会社員	市内第15例目の濃厚接触者	
21	111	8月23日	20歳代	男性	フリーター	県内第101例目、市内第15・16例目との濃厚接触者	
22	117	8月24日	30歳代	男性	会社員	A医療機関受診 抗原検査陽性	
23	118	8月24日	40歳代	男性	会社員	A医療機関受診 抗原検査陽性	
24	119	8月24日	40歳代	女性	会社員	A医療機関受診 抗原検査陽性	
25	121	8月25日	20歳代	男性	会社員	市内A飲食店関連	
26	122	8月25日	40歳代	男性	会社員	市内A飲食店関連	
27	123	8月25日	70歳代	男性	自営業	市内A飲食店関連	
28	126	8月25日	30歳代	男性	会社員	市内第19例目の濃厚接触者	
29	128	8月25日	30歳代	女性	会社員	市内第22例目の濃厚接触者	
30	129	8月25日	10歳未満	男性	—	市内第22例目の濃厚接触者	
31	130	8月25日	10歳未満	男性	—	市内第22例目の濃厚接触者	

例目		陽性確定日	患者の概要			エピソード等	
市内	県内		年代	性別	職業		
32	131	8月25日	70歳代	男性	無職	市内第22例目の濃厚接触者	
33	132	8月25日	60歳代	女性	無職	市内第22例目の濃厚接触者	
34	133	8月25日	60歳代	女性	飲食店勤務	県内第107例目の濃厚接触者	
35	136	8月26日	30歳代	男性	会社員	市内第22例目の濃厚接触者	
36	139	8月26日	40歳代	男性	会社員	市内第19例目の濃厚接触者	
37	142	8月27日	10歳代	女性	—	市内第35例目の濃厚接触者	
38	143	8月27日	10歳未満	男性	—	市内第35例目の濃厚接触者	
39	144	8月27日	10歳未満	女性	—	市内第35例目の濃厚接触者	
40	145	8月27日	20歳代	女性	無職	市内第35例目の濃厚接触者	
41	146	8月27日	30歳代	女性	会社員	市内第35例目の濃厚接触者	
42	147	8月27日	70歳代	女性	パート	県内第138例目の濃厚接触者	
43	148	8月27日	10歳未満	女性	—	市内第36例目の濃厚接触者	
44	149	8月27日	50歳代	女性	—	市内第25例目の濃厚接触者	
45	150	8月27日	10歳代	男性	学生	特になし	
46	153	8月28日	50歳代	男性	自営業	市内B飲食店（県内141例目勤務）関連	
47	154	8月28日	40歳代	男性	会社員	市内B飲食店（県内141例目勤務）関連	
48	158	8月28日	50歳代	男性	自営業	特になし	
49	160	8月29日	70歳代	男性	無職	市内B飲食店関連	
50	162	8月29日	60歳代	男性	無職	市内B飲食店関連	
51	163	8月29日	60歳代	男性	無職	市内B飲食店関連	
52	164	8月29日	10歳代	男性	会社員	市内第45例目の濃厚接触者	
53	165	8月30日	70歳代	男性	無職	市内B飲食店関連	
54	168	8月30日	50歳代	男性	自営業	市内B飲食店関連	
55	173	9月1日	50歳代	女性	会社員	市内第54例目の濃厚接触者	
56	176	9月2日	10歳代	女性	会社員	市内第55例目の濃厚接触者	
57	178	9月2日	50歳代	男性	会社員	市内第19例目の濃厚接触者	
58	179	9月4日	70歳代	男性	無職	市内第42例目の濃厚接触者	
59	180	9月4日	50歳代	男性	会社員	県内第175例目、県内第177例目の濃厚接触者	
60	181	9月4日	30歳代	男性	会社員	県内第175例目、県内第177例目の濃厚接触者	
61	190	9月9日	30歳代	男性	医療従事者	県内第185例目、県内第186例目の濃厚接触者	

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの収容率要件及び人数上限については、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見（適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等）を踏まえ、感染防止対策と目安のあり方について見直しを行う。
- 得られた知見等を踏まえた業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」）には緩和することとし、当面11月末まで、以下の取扱いとする方針とする。
- ① 収容率要件については、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については100%以内に緩和する。その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については50%以内（※）とする。
- ② 人数上限については、5,000人を超え、収容人数の50%までを可とする。
- 今後、一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9月19日より施行する。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの様態等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

4（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

時期		収容率	人数上限
現在	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔（*できれば2m）	5,000人

時期	イベントの種類	収容率	人数上限
当面11月末まで	イベント の類型	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50%
		大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント →詳細は次頁参照	②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
		100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	(注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。
		50%（※）以内 (席がない場合は十分な間隔)	

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例		大声での歓声・声援等が想定されるものの例	
音楽		音楽	
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、等のコンサート		ロックコンサート、ポップコンサート等	
演劇等		スポーツイベント	
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等		サッカー、野球、大相撲等	
舞踊		公営競技	
バレエ、現代舞踊、民族舞踊等		競馬、競輪、競艇、オートレース	
伝統芸能		公演	
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等		キャラクターショー、親子会公演等	
芸能・演芸		ライブハウス・ナイトクラブ	
講演、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等		ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント	
公演・式典		※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式等			
展示会			
各種展示会、商談会、各種ショー			
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ			

(注)・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。

・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

9月23日から10月11日までの施設利用について

1 主な利用条件

○屋内・屋外施設の利用について、「収容率を50%以内とし5,000人以下」での人数利用とする。

2 1に加え利用の一部を制限する施設

No	担当部	施設名	9月23日から10月11日までの制限内容
1	市民部	市民体育館	利用制限 利用時間を2時間ごとに区分し、1区分の利用人数を10人以下とする。 21時以降は利用休止する。 距離確保のため一部器具の使用制限、利用者による器具使用後の消毒等の感染防止対策を実施する。
2		不二輸送機ホール	利用休止 室内に窓が設置されていないため、換気が十分にできないため。
3		市民館	利用制限 利用人数を12人以下とする。 器具使用後の消毒、試食は横一列で短時間とするなど「新しい生活様式」の実施。
4	福祉部	スマイルキッズ	利用制限 利用時間を午前、午後の2部に分け、10組までの予約制とする。利用する時間は最大2時間とする。
		キッズキッチン	利用制限 プレイスペース利用時間のみの開放とする。
5	経済部	勤労青少年ホーム (小野田、山陽)	公民館の利用条件と同様とする。
6	教育委員会	公民館	利用制限 利用人数を各テーブル4人以下とする。 器具使用後の消毒、試食は一列で短時間とするなど「新しい生活様式」の実施。
		音楽室	利用休止 室内に窓が設置されていないため、換気が十分にできないため。
		調理室	利用制限 利用人数を各テーブル4人以下とする。 器具使用後の消毒、試食は一列で短時間とするなど「新しい生活様式」の実施。
7		サウナ	利用制限 3人までの利用とする。
		個人席	利用制限 半数の利用に限る。
8		中央図書館	利用制限 個人ブースの3/5席及び、複数人ブースを利用不可。 「3密」回避及び、ソーシャルディスタンスの確保をするため。

保育園の運動会について

1 新型コロナウイルス感染症対策を十分に取って実施する。

ソーシャルディスタンス（できれば2m）の確保のための人数制限
観覧マナーの徹底

※ビデオ撮影時など密にならないように

大きな声を出しての声援禁止 など

観覧者の把握（名簿の提出：住所、氏名、連絡先、体温測定、体調の確認）

観覧者・職員のマスク着用、手指消毒の徹底

発熱等の症状がある者は観覧禁止の徹底

★上記対策が十分に実施できない場合は中止

★今後、市内の感染者が増加した場合は中止

2 複数日（参観日）に分けて実施

クラスごとに日にちを決めて対象保護者に参観してもらう。

日の出保育園 9/26（土）中止 → 10/26（月）～10/31（土）予定

厚陽保育園 10/3（土）中止 → 10/6（火）～10/8（木）

3 1日で実施（場所はいずれも園庭）

各園の実施予定	対象園児	対象世帯数	観覧条件	観覧者数
下津保育園	幼児組 (39人)	36世帯	大人2人＋ きょうだい	80名程度
出合保育園	幼児組 (46人)	38世帯	保護者2人まで	70名程度
津布田保育園	全員 (17人)	14世帯	同居の家族のみ	50人程度

令和 2 年(2020 年) 9 月 1 8 日

保護者 様

山陽小野田市教育委員会教育長

児童生徒の新型コロナウイルス感染に伴う学校の臨時休業期間について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の広がりや、お子様の健康についてご心配されていることと思います。

本市では、クラスターの発生や感染者数の急増を受け、9月22日(火)まで公共施設の利用中止と市主催のイベントや会議を中止するなどの感染拡大防止策が講じられたところです。

学校においては、子どもの感染を受けて、子どもたちの安心・安全を最優先に考える必要があるとの判断のもと、該当校の臨時休業を決定しました。

休業期間は、学校の状況によって異なりますが、市内の感染者発生状況、県保健所や医師等の専門的知見を受けて、約一週間を目処に休業期間を設定したところです。皆様のご理解、ご協力のおかげで、一番心配していた学校内での感染拡大は確認されていません。

この度、該当校の臨時休業をとおして、休業期間に行うべき濃厚接触者の調査、PCR 検査、施設の消毒等の安全確認と安全確保が三日間程度で可能になってきたこと、また、学校で行っている感染症対策が学校内で感染が大きく広がるリスクを下げるができること、などがわかってきました。加えて、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことも必要です。

つきましては、今後、学校で感染者が発生した場合は、市及び学校の感染状況を勘案した上で、臨時休業期間を現在の一週間程度から三日間程度に短縮していく方向で検討して参ります。保護者の皆様におかれましては、この趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

特別定額給付金の申請及び給付結果について

令和 2 年 (2020 年) 9 月 1 5 日
総務部 総務課 新型コロナ対策室

1 これまでの経緯

令和 2 年 5 月 1 日 (金)	マイナンバーカードを利用したオンライン申請の受付を開始
令和 2 年 5 月 7 日 (木)	オンライン申請の給付を開始
令和 2 年 5 月 22 日 (金)	申請書を郵便局に差し出し
令和 2 年 5 月 23 日 (土)	郵便局にて市内ほとんどの世帯に配達を完了
令和 2 年 5 月 25 日 (月)	全体の約 22%に当たる 6,390 世帯から申請書が市に届く
令和 2 年 6 月 4 日 (木)まで	全体の約 88%に当たる 25,543 世帯から申請書が届く
令和 2 年 6 月 5 日 (金)	郵送申請について第 1 回目として全体の約 27%に当たる 7,772 世帯に 18 億 1,980 万円を振込依頼
令和 2 年 7 月 2 日 (木)	全体の約 2.2%に当たる未申請の 632 世帯へ申請勧奨はがきを発送
令和 2 年 8 月 4 日 (火)	全体の約 0.9%に当たる未申請の 275 世帯へ再度申請勧奨はがきを発送
令和 2 年 8 月 31 日 (月)	給付申請期限
令和 2 年 9 月 8 日 (火)	最終支払日

2 給付結果

	対象世帯数	対象人数	給付世帯数	給付人数	世帯給付率	個人給付率	未申請世帯	(未申請世帯の内訳)			
								辞退届出	消滅世帯	宛先不明	その他
オンライン申請			624	1,452	2.14%	2.34%					
郵送申請			28,373	60,511	97.38%	97.43%					
合 計	29,136	62,109	28,997	61,963	99.52%	99.76%	139	8	37	25	69

※未申請世帯の内訳のうち、「消滅世帯」とは、基準日（令和 2 年 4 月 2 7 日）現在において存在し、申請までに世帯の全員が死亡したことにより申請を行うことができなかったものをいう。

山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策 取組宣言飲食店応援制度

1 事業の目的

山陽小野田市内の飲食店舗での新型コロナウイルスの感染を防止するためには、飲食店での感染防止対策の徹底が重要であることから、飲食店で実施すべき感染防止対策を周知するとともに、感染防止対策に取り組む飲食店を広く紹介し、安心して利用できる飲食店であることを知らせることにより、利用者の信頼の確保及び飲食店が事業を継続できる環境づくりを推進するもの。

2 事業内容

飲食店のうち、山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策チェックシートの必須項目23の全ての項目に取り組むことを宣言する飲食店を「山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言店舗」に認定し、市HPに掲載するとともに、スマイルステッカー及び取組宣言ポスターを交付する。

必須項目に加えオプション項目にも取り組む場合には、ステッカーにスマイルマークを3つまで追加できるしくみとする。

3 事業主体

山陽小野田市が主催し、小野田商工会議所、山陽商工会議所及び小野田料飲店組合の共催により実施する。

4 対象店舗

市内飲食店。ただし、日の出地区を優先して取り組む。

5 事業の取組み方法

小野田商工会議所、山陽商工会議所及び小野田料飲店組合と連携し、事業の周知活動を実施。特に、日の出地区の店舗を優先的に取り組む。

宣言書の提出があった店舗に、随時、取組内容の現地確認に出向き、ステッカー等を配布する。

1か月後を目途に、再度、取組内容の現地確認を行う予定。

6 事業スケジュール

- ・ 9月15日(火)～ 周知活動開始
- ・ 9月下旬～ 感染防止対策取組宣言内容を現地確認、ステッカー配布予定

※ 市が店舗の感染防止対策を認証するものではなく、店舗における自主的な感染防止の取組をお願いするもの。